

海老名市住宅改修支援事業業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本市のリフォーム支援事業となる海老名市住宅改修支援事業を実施するにあたり、受付や書類審査に関し、適切な業務遂行能力のある、最も優れた事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

海老名市住宅改修支援事業業務委託公募型プロポーザル

(2) 主催者

海老名市

(3) 担当部署

部署名：海老名市 まちづくり部 住宅まちづくり課 住宅政策係

所在地：海老名市勝瀬 175 番地の 1

連絡先：046-235-9604

(4) 選定方法

選定委員会を設置し、参加資格を有する者を対象に二段階方式で審査を行います。一次審査は書類選考により行い、二次審査は一次審査を通過した者に対してプレゼンテーションとヒアリングを行います。

(5) 審査結果の通知等

一次審査及び二次審査の結果は、対象者すべてへ通知するとともに、二次審査結果は市ホームページで公表します。

(6) 情報公開

審査結果の情報について、海老名市情報公開条例（平成 14 年条例第 32 号）に基づき情報公開請求があった場合は、同条例第 7 条各号に掲げる非公開情報を除き、市の判断において公開します。また、最優秀提案者特定後、次の事項を市のホームページに掲載し、本プロポーザル選定期間終了後も公開の対象とします。

① プロポーザルの名称

② 業務概要

③ 提案者の名称（最優秀提案者及び最優秀提案者以外の名称）

④ その他、市が必要と認める事項

3 契約

(1) 契約件名

海老名市住宅改修支援事業業務委託（単価契約）

(2) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 契約方法

本プロポーザル結果に基づく随意契約とします。なお、契約及び手続は、法令の規定のほか、海老名市契約規則及び契約約款（単価契約）によります。

(4) 特記事項

市民サービスの向上及び市民の負担を最小限にする必要があるため、契約履行状況が良好と判断され、市及び受託事業者の双方において異議がない場合、かつ、当該事業の予算が確保された場合に限り、契約期間を最大2回更新できるものとします。

4 業務の概要

(1) 業務名

海老名市住宅改修支援事業業務委託（単価契約）

(2) 業務内容

別添「海老名市住宅改修支援事業業務委託仕様書（単価契約）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※契約期間が更新された場合、委託期間も同様に更新されるものとします。

(4) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む）

1,900,000円（予算の上限額であり、契約額を確定するものではありません。）

(5) 想定件数

区分	予定数量
交付申請に伴う書類受付及び書類審査（再審査を含む）	245件

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とし、なお、二次審査の結果通知までにいずれかの要件を欠いた場合は、最優秀提案者にはなりません。

(1) 告示日現在において、当該年度の海老名市競争入札参加者名簿に登載されていること。ただし、海老名市競争入札参加者名簿に登載がない者においては、次に掲げるすべての書類の提出をもって、海老名市競争入札参加者名簿に登載されているものとみなします。

- ① 暴力団排除事項に関する誓約書
- ② 暴力団員等の調査同意書及び役員名簿
- ③ 破産法等に関する誓約書
- ④ 納税証明書（告示日から1年以内のもので滞納がないもの）
- ⑤ 契約に関する代理人の委任状（参加者が支社等である場合）

(2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成21年4月1日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、または民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けた場合は、この限りでない。

- (5) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれかにも該当しないこと。
- (6) 個人情報保護に対する取り組みを行っていること。
- (7) その他、法令等に違反していないこと、または違反する恐れがないこと。

6 配布資料

(1) 配布期間

令和 8 年 4 月 6 日（月）から令和 8 年 4 月 20 日（月）正午まで

(2) 入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

(3) 配布書類一覧

- ア 海老名市住宅改修支援事業業務委託公募型プロポーザル募集要項（本紙）
- イ 海老名市住宅改修支援事業業務委託仕様書（単価契約）
- ウ 海老名市住宅改修支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準
- エ（第 1 号様式）海老名市プロポーザル方式参加意向申出書
- オ（第 4 号様式）海老名市プロポーザル方式提案書等提案意思確認書
- カ（提案様式 1）質問書
- キ（提案様式 2）会社概要説明書
- ク（提案様式 3）業務実施体制確認書
- ケ（提案様式 4）企画提案書
- コ（提案様式 5）業務工程表
- サ（提案様式 6）見積書
- シ（提案様式 7）非公開としたい情報届出書
- ス（提案様式 8）海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書

※以下の書類は、海老名市競争入札参加者名簿に登録がない者のみ該当

- セ（確認書類 1）暴力団排除事項に関する誓約書
- ソ（確認書類 2）暴力団員等の調査同意書及び役員名簿
- タ（確認書類 3）破産法等に関する誓約書
- チ（確認書類 4）契約に関する代理人の委任状

7 最優秀提案者特定までのスケジュール

	項目	期間等	提出書類等
1	本プロポーザル募集要項の公表（告示）	令和 8 年 4 月 6 日（月）	
2	質問書の受付期間	令和 8 年 4 月 6 日（月）から 令和 8 年 4 月 13 日（月）正午まで	カ（提案様式 1）
3	質問書に対する回答の公表	令和 8 年 4 月 15 日（水）	

4	参加意向申出書の受付期間	令和8年4月6日(月)から 令和8年4月20日(月)正午まで	エ(第1号様式) キ(提案様式2) ク(提案様式3) ※以下の書類は、海老名市競争入札参加者名簿に登録がない者のみ該当 セ(確認書類1) ソ(確認書類2) タ(確認書類3) チ(確認書類4)
5	参加資格確認通知書及び関係書類提出要請書の送付	令和8年4月22日(水) 予定	参加資格を有する場合のみ要請書を送付
6	提案書等の受付期間	令和8年4月22日(水)から 令和8年5月12日(火)正午まで	オ(第4号様式) ケ(提案様式4) コ(提案様式5) サ(提案様式6) シ(提案様式7)
7	一次審査	令和8年5月19日(火)	書類審査のため提案者の出席不要
8	一次審査結果通知の送付	令和8年5月21日(木) 予定	二次審査対象者のみ二次審査詳細を送付
9	二次審査	令和8年5月28日(木) 予定	プレゼンテーション及びヒアリング
10	審査結果の通知	令和8年5月29日(金)以降	

8 質問等

(1) 質問の方法

カ(提案様式1)質問書を使用し、電子メールによる受付とします。なお、電子メール以外の手段による質問及び質問書の提出には回答できません。

(2) 質問の回数

原則1回までとします。(回答に対する再質問を要する場合にはご相談ください。)

(3) 提出先

machi@city.ebina.kanagawa.jp (送信後、必ず電話にて担当部署へ連絡ください。市役所閉庁時に送信された場合は、次の開庁日に連絡ください。)

(4) 提出期限

令和8年4月13日(月)正午まで(メール到達時刻で判断します。)

(5) 質問に対する回答

令和8年4月15日(水)までに海老名市ホームページに回答を掲載します。なお、質問者へ

の個別の回答はしません。また、本業務に関連のないものなど、回答する必要がないと市が判断したものについては回答しません。

9 参加意向申出等

(1) 提出書類

次の書類を 11 部（正本 1 部、副本 10 部）提出すること。

エ（第 1 号様式）海老名市プロポーザル方式参加意向申出書

キ（提案様式 2）会社概要説明書

ク（提案様式 3）業務実施体制確認

※以下の書類は、海老名市競争入札参加者名簿に登録がない者のみ該当

セ（確認書類 1）暴力団排除事項に関する誓約書

ソ（確認書類 2）暴力団員等の調査同意書及び役員名簿

タ（確認書類 3）破産法等に関する誓約書

チ（確認書類 4）契約に関する代理人の委任状

(2) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合：受付期間内の市役所開庁日（土曜開庁日を除く）において、午前 9 時から午後 4 時（受付最終日のみ正午）までの間のみ受け付けします。

郵送の場合：特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付してください。

(3) 提出先

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市まちづくり部住宅まちづくり課住宅政策係

(4) 受付期間

令和 8 年 4 月 6 日（月）から令和 8 年 4 月 20 日（月）正午まで

※郵送の場合は必着です。消印日ではありませんのでご注意ください。

(5) 参加資格確認結果通知等の発送

上記の参加意向申出書提出者に対し、令和 8 年 4 月 22 日（水）を予定に参加資格確認結果通知を発送します。また、参加資格を有することが確認できた提案者に対して、海老名市プロポーザル方式関係書類提案要請書を同封します。

10 海老名市プロポーザル方式関係書類の提出について

(1) 提出書類

次の書類を 11 部（正本 1 部、副本 10 部）提出すること。

副本については、提案者が特定できる部分を黒塗りしてください。

オ（第 4 号様式）海老名市プロポーザル方式提案書等提案意思確認書

ケ（提案様式 4）企画提案書

コ（提案様式 5）業務工程表

サ（提案様式 6）見積書

シ（提案様式 7）非公開としたい情報届出書

※ケ（提案様式 4）企画提案書において、以下の課題に対する提案を含めてください。なお、以下の課題に限定するものではありません。

課題① 市民や施工業者等に対する本事業の周知方法に関する提案

課題② 申請者の利便性を考慮した受付場所に関する提案

課題③ 受付及び審査の実施体制や従事者への研修等教育体制に関する提案

(2) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合：受付期間内の市役所開庁日（土曜開庁日を除く）において、午前9時から午後4時まで（受付最終日のみ正午まで）の間のみ受け付けるものとします。

郵送の場合：特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付してください。

(3) 提出先

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の1 海老名市まちづくり部住宅まちづくり課住宅政策係

(4) 受付期間

令和8年4月22日（水）から令和8年5月12日（火）正午まで

※郵送の場合は必着です。消印日ではありませんのでご注意ください。

11 提出書類作成時の留意点

(1) 言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成してください。

(2) 一次審査における企画提案書及び二次審査における説明に当たっては、提案者が作成する図又はイラストを用いることができます。また、彩色も可とします。企画提案書は、表紙及び別添資料等（カタログ等）を除き、10 ページ以内の構成としてください。なお、複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできません。

(3) 提出書類等は、原則としてA4縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：12.0ポイント以上）を用いてください。ただし、図又はイラストについては、必要に応じてA3横型の使用も可とします。

(4) 異なる様式等の両面複写は行わないでください。

(5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一としてください。また、正本と副本とが識別できるように提出してください。

(6) 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則認めません。

12 審査

(1) 審査の対象

審査の対象となる者は、参加意向申出をした者のうち、参加資格を有する旨の通知を受けた者となります。

(2) 採点方法

審査は、別紙「海老名市住宅改修支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準」に基づき一次審査及び二次審査を行い、各選定委員が評価した得点により選定委員ごとに順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点し、配点された順位点の合計得点により順位を決定します。なお、一次審査及び二次審査ともに、順位点の合計得点が高点となった場合は、次により上位者を決定します。

① 評価基準表中の「企画提案」の合計点が高い者

② ①が同じであった場合、評価基準表中の「提案者の適正」の合計点が高い者

③ ②が同じであった場合、提出された見積金額の低い者

(3) 一次審査

一次審査では、配点された順位点の合計得点の上位三者を二次審査対象者として決定します。審査方法等については、次のとおりです。

一次審査実施日	令和8年5月19日(火) ※選定委員会による書類審査となるため、提案者の出席はできません。
審査方法	提案者から提出された海老名市プロポーザル方式関係書類について、別紙「海老名市住宅改修支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準」に基づき審査を実施します。
一次審査結果の通知	令和8年5月21日(木) 予定 ※審査結果は、対象者すべてへ個別に文書で通知し、二次審査対象者に対しては、二次審査に関する詳細も通知します。

(4) 二次審査

二次審査では、一次審査で配点された順位点の合計得点に、二次審査で配点された順位点の合計得点を加算して最終順位を決定し、第一位の者を最優秀提案者とします。

審査方法等については、次のとおりです。

二次審査実施予定日	令和8年5月28日(木)
審査方法	別紙「海老名市住宅改修支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準」に基づき、次の内容について評価します。 ① 提案者から提出された海老名市プロポーザル方式関係書類に係るプレゼンテーション ② 提案者に対するヒアリング
運営・進行	提案者側の出席人数は、 <u>実際に業務に従事する者を含め</u> 3名以内とします。プレゼンテーションは20分以内とし、その後にヒアリングを20分程度行います。プレゼンテーションに必要な機器は持参してください。なお、事前に担当部署へ相談した場合に限り、市で用意した次の機器を使用しても構いません。 ・投影用スクリーン(120cm×160cm) ・レーザーポインター(赤) ・ドラムリール(10m)
二次審査結果の通知	令和8年5月29日(金)以降 ※審査結果は、対象者すべてへ個別に文書で通知し、海老名市ホームページに掲載します。

13 最優秀提案者の取扱

最優秀提案者と委託契約締結に向けた交渉を行います。市が最優秀提案者との協議が不調となっ

たと判断した場合は、最優秀提案者との交渉を終了し、第二位の提案者と交渉します。

14 失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- (1) この要項に定める手続以外の手法により、選定委員又は担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (5) 本要項に違反した場合
- (6) 公正を欠いた行為があったと認められる場合

15 その他

- (1) 次の費用については受託者の負担とします。
 - ① 本プロポーザルに関する費用
 - ② 契約締結に必要な費用（収入印紙等）
 - ③ 契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用
- (2) 提出された書類等は返却しません。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写します。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により公開する場合があります。なお、非公開としたい情報がある場合は、提出様式集の「シ（提案様式7）非公開としたい情報届出書」により届け出てください。ただし、届出があった場合においても、海老名市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開します。
- (5) 「エ（第1号様式）海老名市プロポーザル方式参加意向申出書」提出後に辞退する場合は、「ス（提案様式8）海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書」を提出してください。
- (6) 最優秀提案者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合があります。
- (7) 契約締結までに、最優秀提案者による業務の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしくないと認められるときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
- (8) 本プロポーザルは、業務委託の最優秀提案者の選定を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではありません。また、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (9) 最優秀提案者との契約交渉が不調となった場合等、契約の締結ができなかった場合においても、提案者は、海老名市に対し損害の賠償を請求することはできません。
- (10) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た本市に関する情報を他に漏らしてはなりません。
- (11) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則ほか契約関連規定に準じます。

(12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定めます。